

鳥取県告示第 773 号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成 19 年 9 月 14 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町豊栄字名谷山1369の19・字若杉1397の6・1397の19・1397の31（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）